

アーク（電気）溶接

資格：アーク溶接特別教育

アーク（電気）溶接機を用いて、金属の溶接・切断の作業を行うときは、アーク溶接特別教育を修了していなければなりません。（法第59条、規則第36条）

講習科目と時間数

講習科目	時間数	合計
アーク溶接に関する知識	1	21
アーク溶接作業の方法に関する知識	6	
アーク溶接装置に関する知識	3	
関係法令	1	
アーク溶接装置の取扱及びアーク溶接等の作業の方法（実技）	10	
講習終了後に簡単な確認テストを行います。		

（アーク溶接の種類）

- ・ 被覆アーク溶接
- ・ MAG溶接
- ・ MIG溶接
- ・ TIG溶接
- ・ サブマージアーク溶接
- ・ エレクトロガスアーク溶接

